

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○農務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。
平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

改正後		特定分別基準適合物	業種	比率
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行に掲げる業種	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五二・三八
改正前		特定分別基準適合物	業種	比率
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行に掲げる業種	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五四・七五

規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の四一・四〇
		規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の五・四一
		規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の二・六九
		規則別表第二の四の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の二・二五
		規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・八五
		規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の一・〇九
		規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一〇・五七
		規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の三三・七四
規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の五の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の四・三五
		規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の一・八四
		規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・八一
規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の一・一〇
		規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の一・五七
		規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・二一
		規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の一・〇六
		規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・四二

規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の四〇・七八
		規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の一・三七
		規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・八七
		規則別表第二の四の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の一・五〇
		規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・九九
		規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の一・八二
		規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一・五〇
		規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の一・一七
規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の五の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の一・五五
		規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の一・五九
		規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・八六
規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物		規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の一・八四
		規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の一・二二
		規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・四二
		規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の一・〇八
		規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・四五

規別表第二の六の項の下欄の へに掲げる業種	一〇〇分の三・六〇	規別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一七・二七
規別表第二の六の項の下欄の 子に掲げる業種	一〇〇分の八・七七		
規別表第二の六の項の下欄の へに掲げる業種	一〇〇分の三・七一	規別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一六・六八
規別表第二の六の項の下欄の 子に掲げる業種	一〇〇分の九・六〇		